

令和7年度 男女共同参画の視点で進めるまちづくり支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県内での男女共同参画の推進を目指し、男女共同参画の視点をもって、市町や地域で新しいまちづくりを進めていくための事業を支援する。

(助成交付対象者)

第2条 この助成金の交付対象者は次のいずれかとする。ただし、この助成金を3年間継続して交付を受けたものは、その後2年間は申請できないこととする。

(1) 県内の自治体

(2) 県内で活動する団体で、以下の要件すべてを満たすもの

- 1 恒常的に活動する非営利の団体であり、定款・会則等が定められていること
- 2 構成員が3名以上であり、構成員に対する県民の占める割合が3分の2以上であること
- 3 特定の政治・宗教を支持または非難する団体でないこと
- 4 男女共同参画の推進に賛同し、三重県男女共同参画センターの活動に協力する意思があること

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業は次に掲げる要件すべてを満たす事業であることとする。ただし、同じ事業内容で助成対象となるのは3回までとする。

- (1) 男女共同参画の推進に資する事業であること
- (2) 地域の課題解決やまちづくりの視点をもった事業であること
- (3) 親しみやすく参加しやすい県民に開かれた内容であること
- (4) 本事業終了後、助成金交付がなくても自主的に継続・発展の構想があること
- (5) 県および公益財団法人三重県文化振興事業団から他の補助金、助成金、委託金等を受けていないこと

(助成対象事業の実施期間)

第4条 この助成金の対象となる事業は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までに実施するものとする。

(助成対象事業の公募期間)

第5条 この助成金の対象となる事業を、令和7年1月12日から令和7年2月11日まで募集する。ただし、この期間に助成交付決定に至る事業がない場合等は、別途追加募集を行う場合がある。

(助成額および助成対象経費)

第6条 助成対象事業にかかる事業費から収入（受講料収入等のほか、寄付金、協賛金、他所からの助成金等を含む）を控除した金額を対象に、上限30万円までを助成する。助成対象費目は次の通りとし、飲食費（講師の食糧費、交際費、接待費、打ち上げ費等）、備品費（永続的に使用可能な備品、事業の規模からあきらかに突出した物品等）、事務所費（家賃、光熱水費、電話代、申請者の構成員への賃金等）、その他事業の内容から明らかに不適切な経費は助成対象外とする。なお、謝金・旅費等個人への報償費については、事業費総額の50%を上限とする。

- (1) 会場運営費 … 会場使用料（施設・設備）、設営・撤去費、展示補助費等
- (2) 宣伝費・印刷製本費 … 広告宣伝費、看板等作成費、チラシ・ポスター印刷費、配布資料作成費等
- (3) 謝金・旅費 … 講師謝金、交通費、宿泊費、託児謝金、手話・要約筆記謝金等
- (4) 通信費 … 通信連絡費、案内状送付料等
- (5) 記録費 … 録画費、録音費、写真費等
- (6) 保険料 … ボランティア保険料等
- (7) その他 … 上記の他、事業実施に特に必要と認めた経費

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、第5条に示す期間中に、次に掲げる書類を公益財団法人三重県文化振興事業団理事長（以下、理事長という）に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 団体概要書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 定款・会則（申請者が第2条の（2）に該当する場合）
- (6) 役員名簿（申請者が第2条の（2）に該当する場合）
- (7) その他、必要に応じて、事業内容や団体概要が分かる資料・パンフレット等

(交付決定)

第 8 条 助成金の交付決定は、第 5 条で定める期間終了後に、助成金交付審査会において審査し、助成金を交付すべきであると認めた場合に交付を決定する。交付決定の後は、すみやかにその決定の内容及びそれに付した条件を助成金交付決定通知書により申請者に通知する。

(助成対象事業の明示)

第 9 条 助成対象事業の実施にあたっては、助成の旨を当該事業の広報物等に明示することとする。

(助成金の変更申請)

第 10 条 申請者は、助成金の交付決定を受けた後において、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成金交付変更承認申請書（第 5 号様式）を理事長に提出し、その承認を受けることとし、収支に変更が伴う場合は、収支変更予算書（第 6 号様式）を添付の上、申請を行うこととする。

(助成事業の中止または廃止)

第 11 条 申請者は、助成金の交付決定通知を受けた後において、助成事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ助成対象活動中止・廃止承認申請書（第 7 号様式）を理事長に提出し、その承認を受けるとともに、助成金を返還しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 申請者は、助成事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日までに、実績報告書（第 8 号様式）、事業報告書（第 9 号様式）、収支報告書（第 10 号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、最終提出日は令和 8 年 3 月 15 日とする。期日を過ぎても未提出の場合は、助成金の返還を求める場合がある。

(助成金の額の確定及び通知)

第 13 条 助成金額は、実績報告書を受理した後にこれを審査し、交付すべき助成金の額を確定する。審査により、当該助成事業の成果が助成金の交付対象に適合しない場合や経費の一部が条件に適合しない場合等は、助成金を減額する場合がある。助成金額が確定したのちは、すみやかに助成金額確定通知書により申請者に通知する。

(助成金の請求及び支払)

第14条 申請者は、助成金額確定通知を受けた後、助成金交付請求書(第11号様式)により助成金の請求を行うこととする。助成金は、助成金交付請求書に基づき、指定口座に振り込むものとする。

(関係書類の保管)

第15条 申請者は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および領収書等の証拠書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管することとし、理事長から関係書類照会の求めがあった場合は応じなければならないものとする。

(助成金の取消)

第16条 助成交付の決定、助成金額の確定または支払後であっても、以下に事項に掲げる事実が認められた場合は、助成金の交付を取消または返金を求めることがある。

- (1) 申請内容または報告内容に虚偽があると判明した場合
- (2) 利益目的の申請や不正な受給が判明した場合
- (3) 事業の成果が第3条の要件に適合しない場合
- (4) 経費の使途が第6条の要件に適合しない場合
- (5) 申請者が反社会勢力との関連、特定の政治や宗教団体との関連、または社会的信用を失墜する行為を行ったことが判明した場合
- (6) その他、理事長が助成金交付に不適切と判断した場合

(その他)

第17条 当該助成金の交付に関しては、この要綱に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は令和6年12月1日から施行とする。